



創価大学通信教育部 2023年度

# オンライン特別セミナー 「日本語教師」

2022年2月12日

Discover your potential

SOKA University





- (1) 日本語教育の概要について
- (2) 政府の日本語教育に関する法律・方針について
- (3) 文化庁の審議、日本語教育に関する施策について
- (4) 本学通信教育部で日本語教師を目指すには

# (1) 日本語教育の概要について

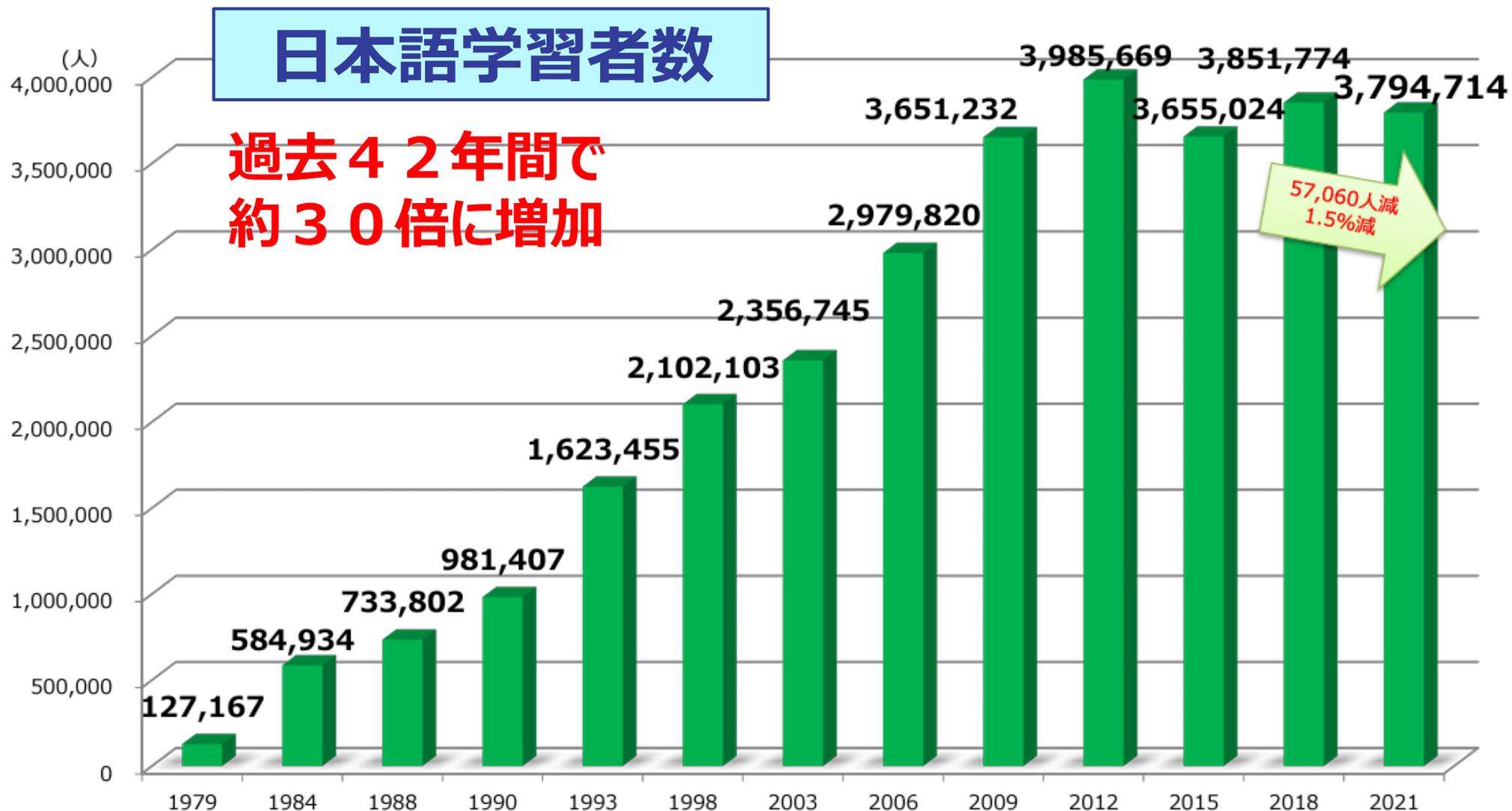
# 日本語教師とは

日本語教師とは？

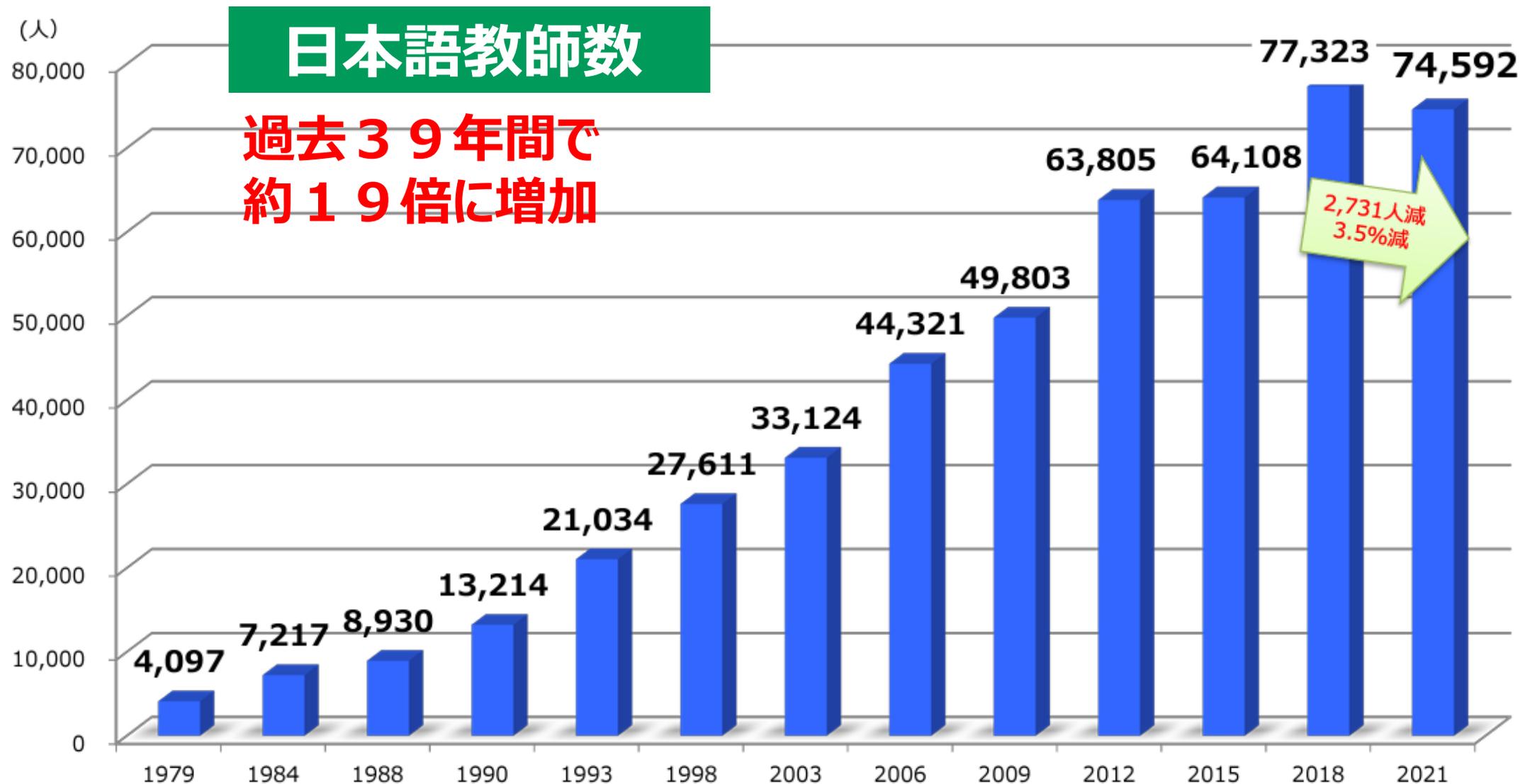
日本語を母語とする児童・生徒・学生を対象としている国語教師とは異なり、日本語を母語としない人々に対して日本語を教える教師。



# 世界の日本語学習者数の推移



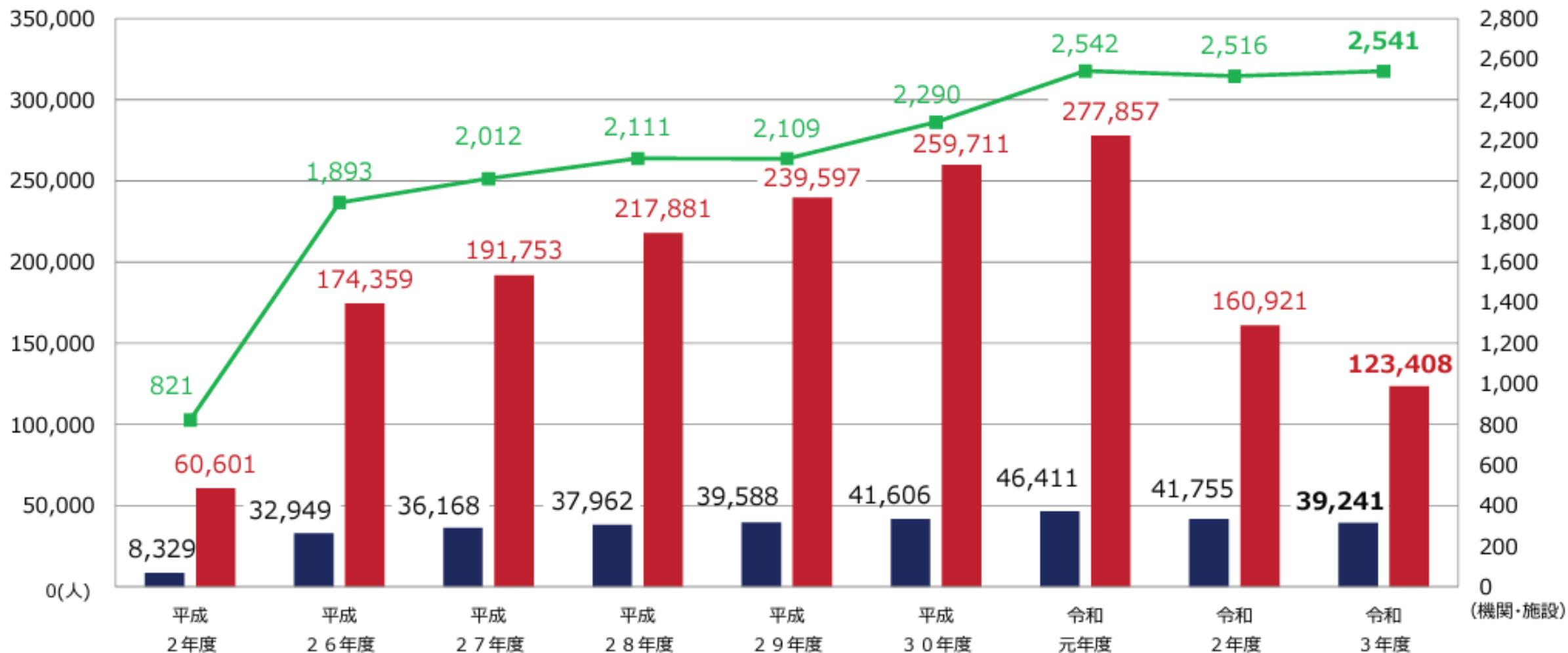
# 世界の日本語教師数の推移



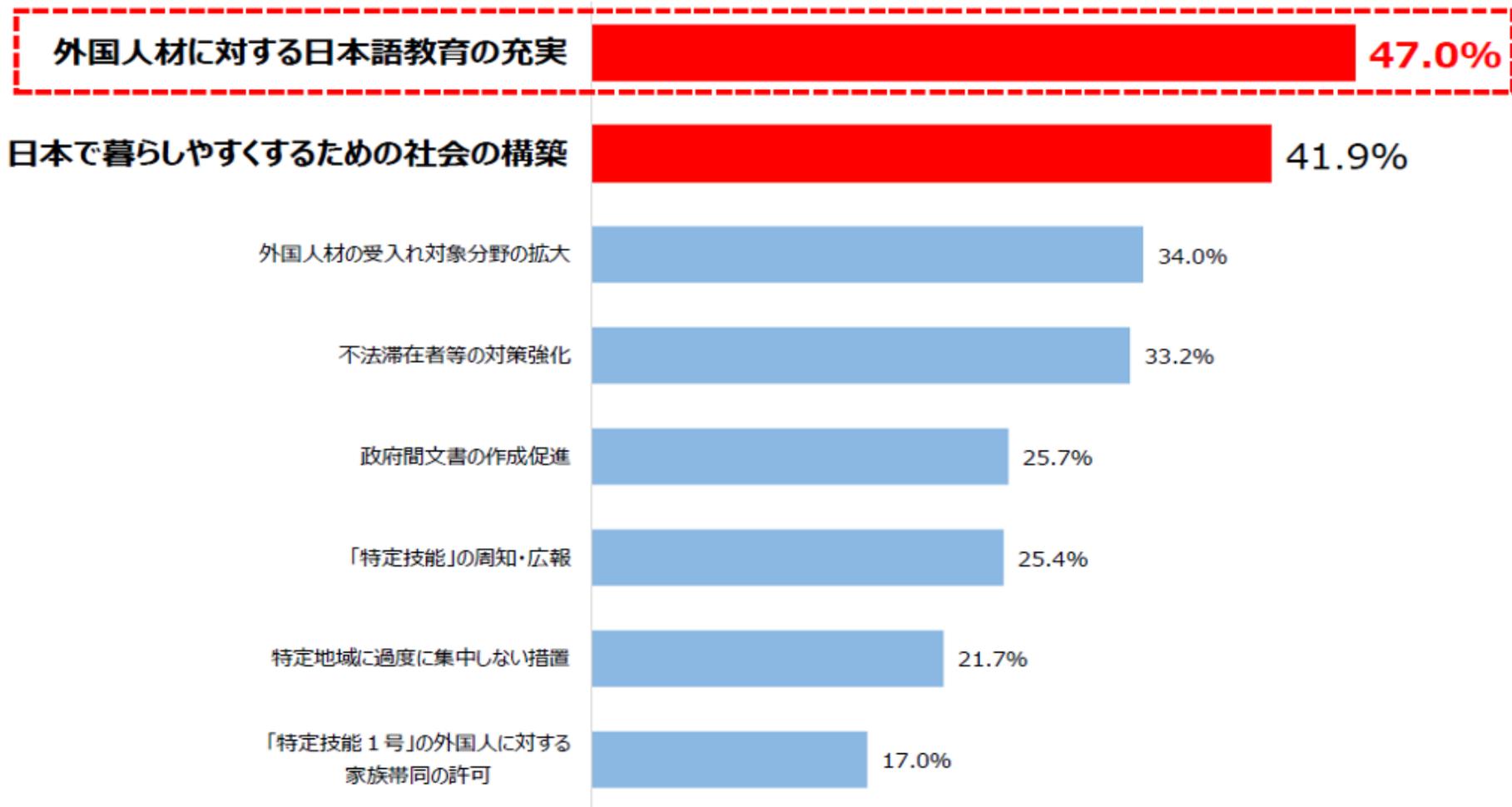
# 国内の日本語学習者数等の推移



■ 機関・施設等数 ■ 教師等の数 ■ 学習者数

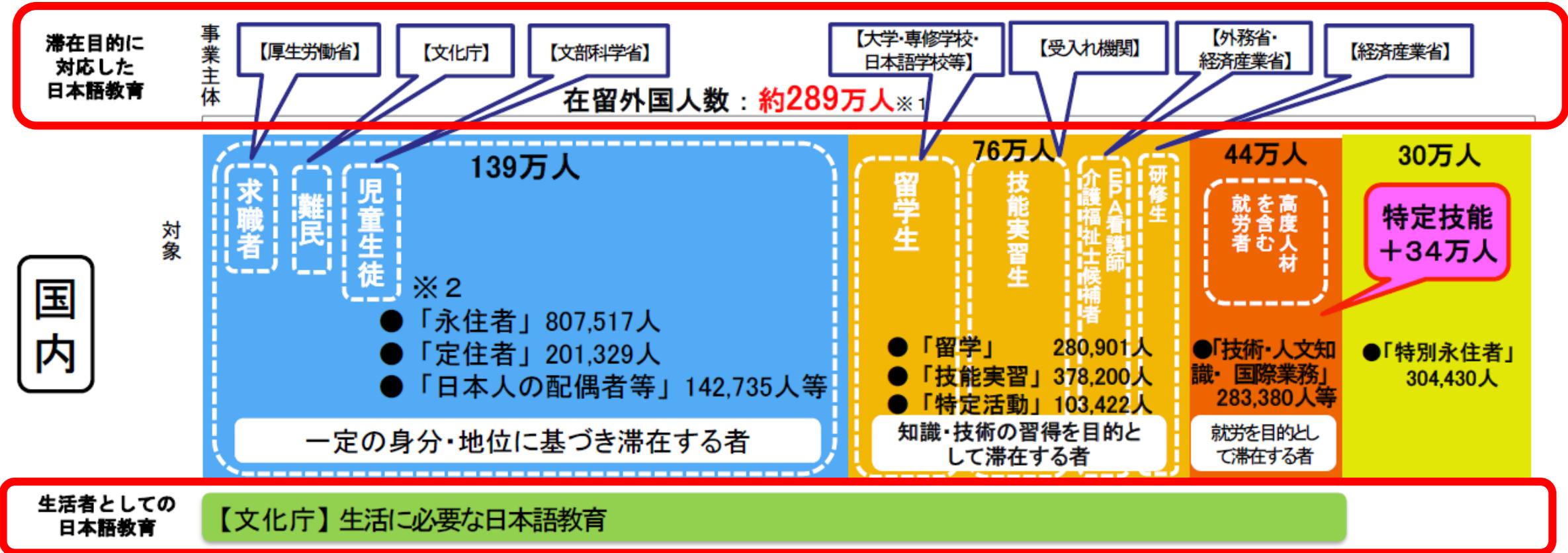


# 特定技能が機能するために、政府が実施すべき取組・支援策



n = 1,061 (特定技能外国人の受入れ経験および関心があると回答した企業) ※複数回答  
2020年9月公表「多様な人材の活躍に関する調査」(日本・東京商工会議所)

# 外国人に対する日本語教育の関係省庁・実施主体について



○法務省は、入国管理政策の一環として、在留資格「留学」が認められる日本語教育機関の告示の制定や研修生・技能実習生に係る受入れ要件を定めている。

○内閣官房には外国人労働者問題関係省庁連絡会議が、内閣府には日系定住外国人施策推進会議が置かれており、それぞれ日本語教育も含めた関連施策の取りまとめ等を行っている。

※1 法務省「令和2年末現在における在留外国人数について」の数値  
 ※2 ●: 主な在留資格及び人数

# 地域別の日本語教育の状況

■ 北海道 ■ 東北 ■ 関東 ■ 中部・北陸 ■ 近畿 ■ 中国 ■ 四国 ■ 九州・沖縄

## 機関・施設等数

(n=2,541)

北海道 61

## 日本語教師等の数

(n=39,241)

北海道 429

## 日本語学習者数

(n=123,408)

北海道 1,735

東北 3,113

関東 60,085

中部・北陸 16,490

近畿 23,030

中国 6,076

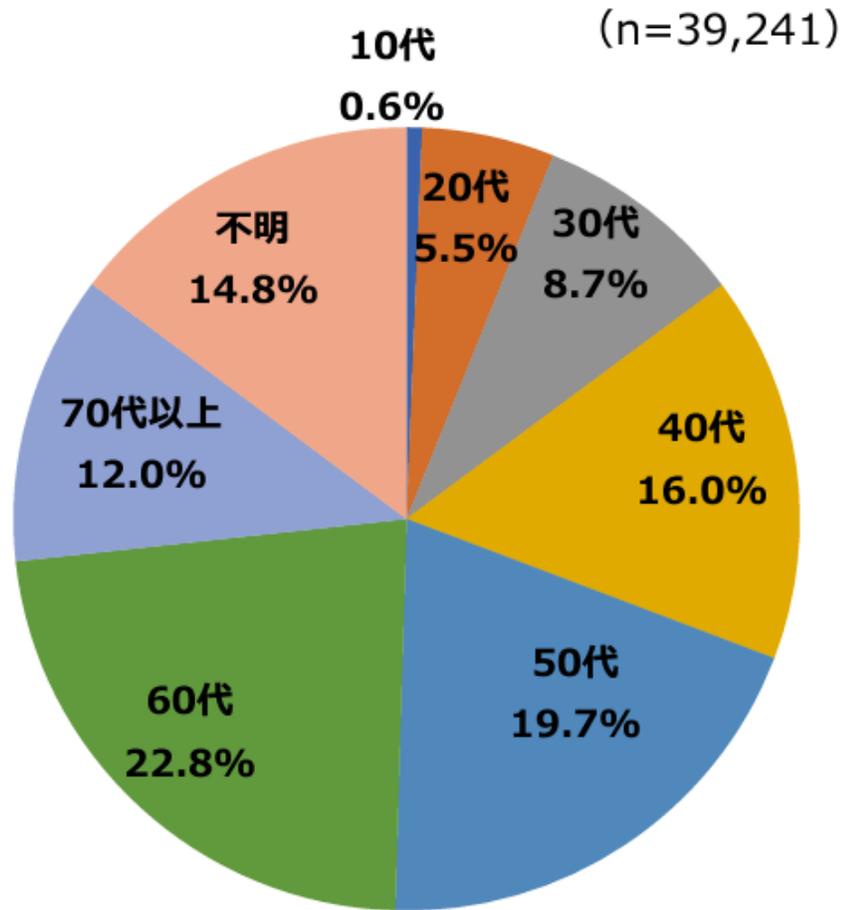
四国 1,662

九州・沖縄 11,217

0 20,000 40,000 60,000 80,000 (人)

# 年代別日本語教師数

## 年代別日本語教師数



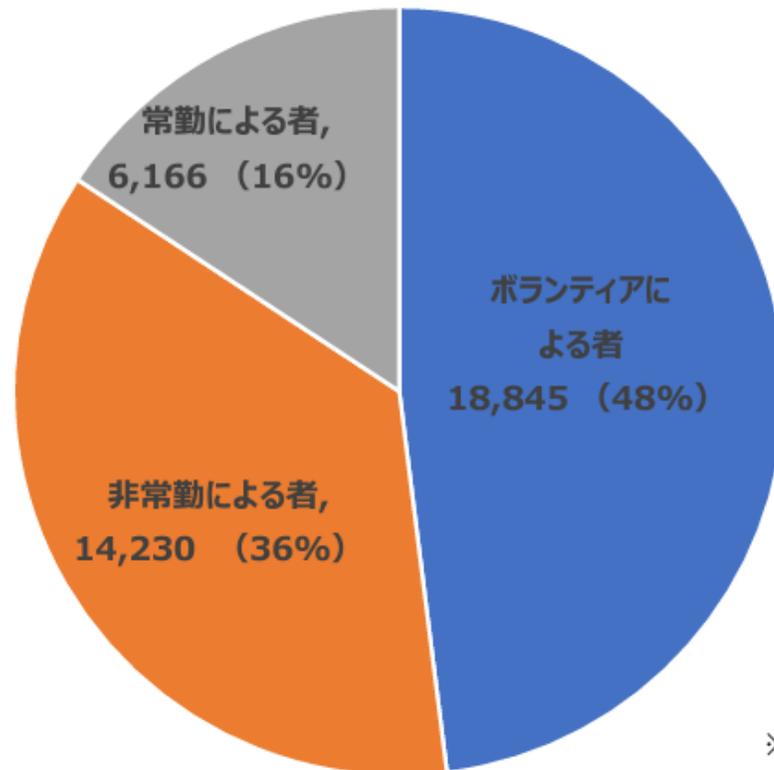
年代	日本語教師数
10代	250 ( 0.6%)
20代	2,139 ( 5.5%)
30代	3,427 ( 8.7%)
40代	6,265 (16.0%)
50代	7,724 (19.7%)
60代	8,948 (22.8%)
70代	4,695 (12.0%)
回答なし	6,433 (14.8%)

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日現在）

# 日本語教師の職務別の状況

## 職務別の状況

ボランティアが48%を占め、非常勤による者が36%、常勤による者は16%となっている  
(n=39,241)

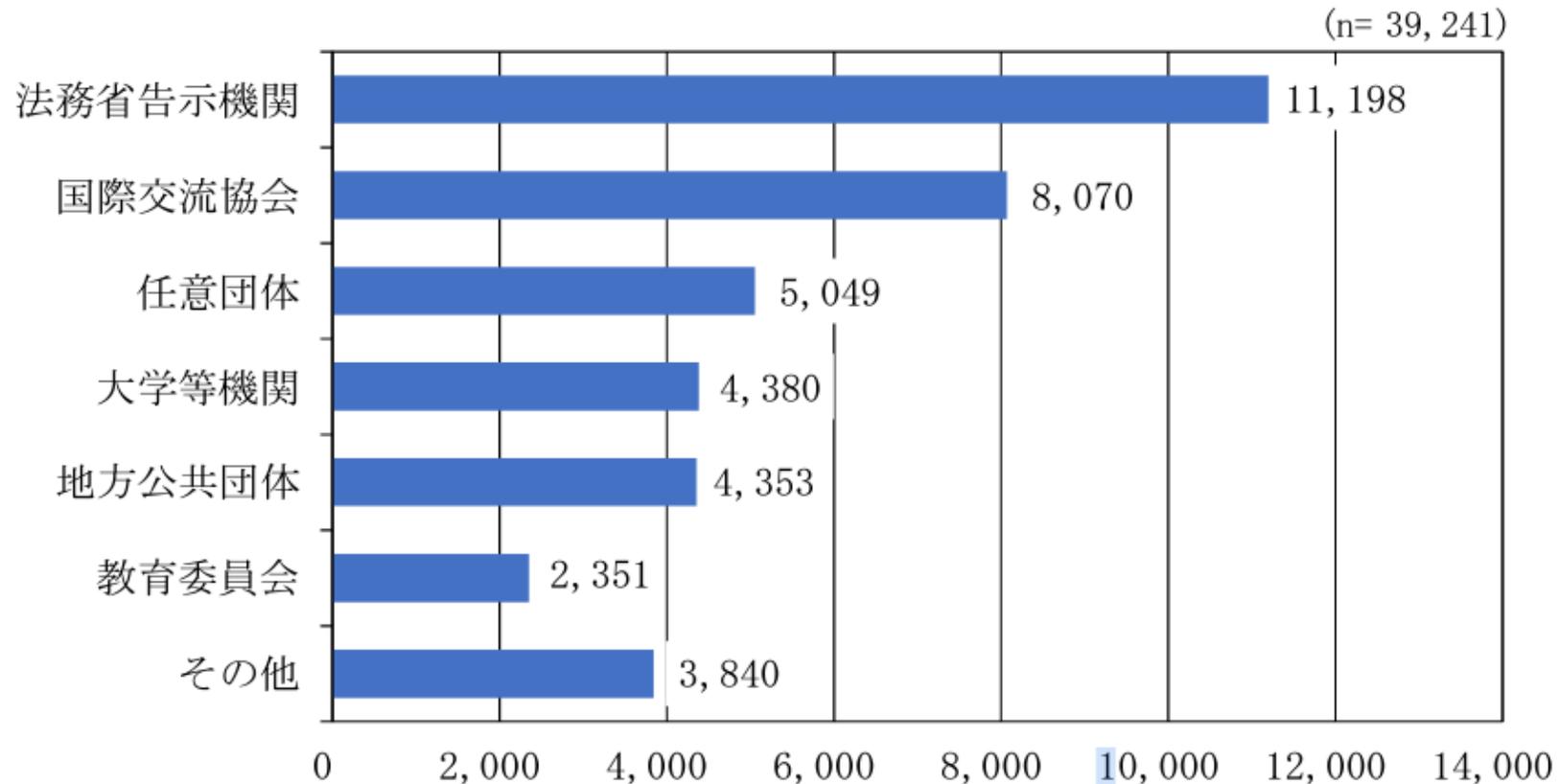


※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日現在）

# 日本語教育実施機関・施設等別の日本語教師数

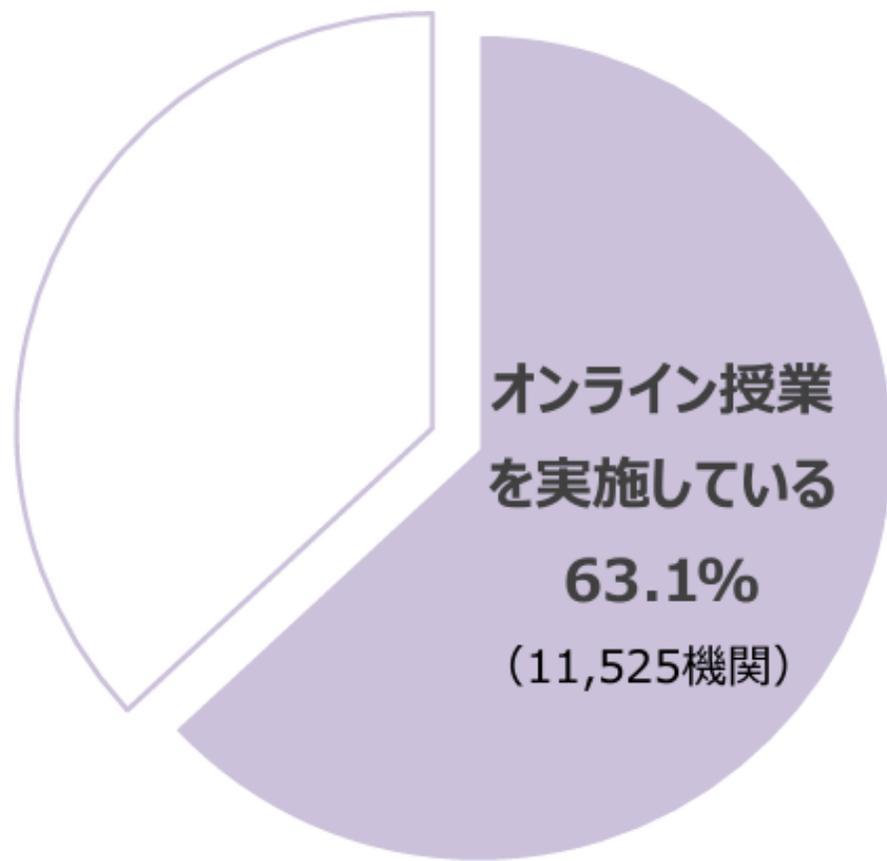
## 日本語教育実施機関・施設等別の日本語教師数

法務省告示機関が11,198人(28.5%)と最も多く、以下、国際交流協会8,070人(20.6%)、任意団体5,049人(12.9%)、大学等機関4,380人(11.2%)、地方公共団体4,353人(11.1%)、教育委員会2,351人(6.0%)の順となっている。



# オンライン授業の実施状況

## 全世界オンライン授業実施率



(N=18,272機関)

## 地域別オンライン授業実施機関数、実施率

地域	オンライン授業 実施機関数	オンライン授業 実施率
東アジア	4,060機関	58.5%
東南アジア	4,223機関	84.4%
南アジア	589機関	75.9%
大洋州	418機関	21.5%
北米	624機関	45.5%
中米	169機関	93.9%
南米	339機関	86.0%
西欧	644機関	60.7%
東欧	335機関	79.2%
中東	74機関	90.2%
北アフリカ	20機関	60.6%
アフリカ	30機関	44.1%

## **(2) 政府の日本語教育に関する法律・方針**



【1】日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

【2】日本語教育の推進に関する施策を  
総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

# 【1】日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

## 日本語教育の推進に関する法律 概要

### 目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

### 定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

### 基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

### 国の責務等（第四条―第九条関係）

- |        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務  | ・地方公共団体の責務   | ・事業主の責務    |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

# 【1】日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

## 基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

## 基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

### 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

### 日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

### 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

### 日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

### 地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

## 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

## 検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

## 【2】日本語教育の推進に関する施策を

# 総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

### 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

#### 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的  
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
  - 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
  - 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業者の責務  
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

#### 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
  - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充  
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育  
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)
  - (2) 海外における日本語教育の充実  
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育  
(日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等)

5

## 【2】日本語教育の推進に関する施策を

# 総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

### 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等  
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等  
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

### 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備  
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し  
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

## **(3) 文化庁の審議、日本語教育に関する施策について**



## 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）平成31年3月

### 目的

日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。

### 審議経過

審議経過：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、31年3月に改定版を取りまとめた。

### 現在審議

令和4年5月より、上記報告を受けて、今後の日本語教育、日本語教師の国家資格化等に向けて、審議が継続して行われている。



## 改訂版のポイント

- ① 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、専門家に求められる資質・能力として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
- ②日本語教師の養成に係る教育内容として 「必須の教育内容」（教授法，日本語分析，文法，音韻音声，文字表記等）を提示。併せて教育実習として必要な指導項目を提示
- ③日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに 求められる資質・能力，教育内容，モデルカリキュラムを提示



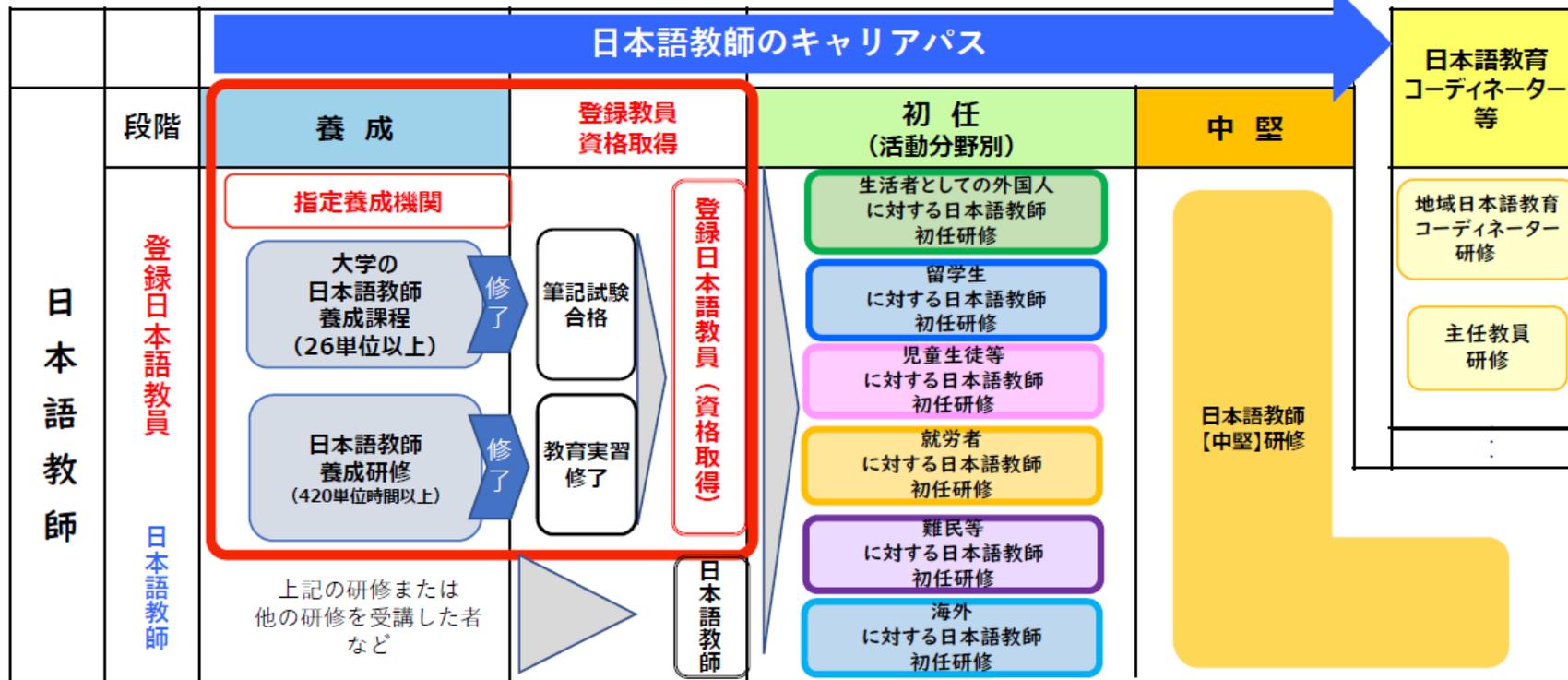
## 1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- (1) 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

## 2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

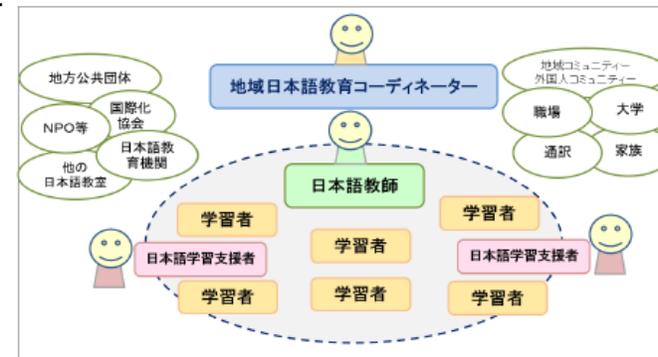
# 日本語教育人材の整理



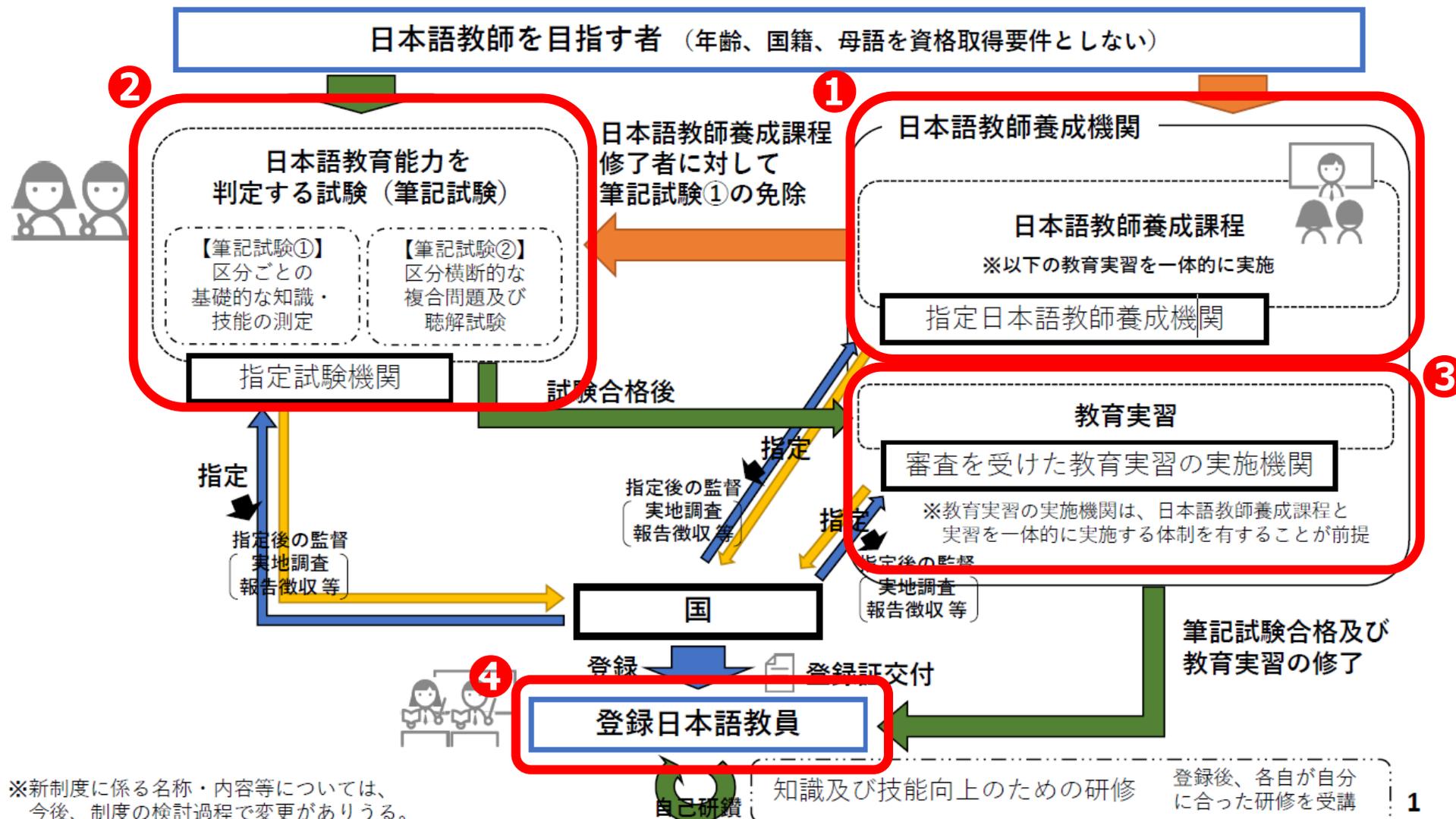
日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	地域日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善, 日本語教師等に対する指導・助言を行うほか, 多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し, 促進する者

日本語学習支援者は、  
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場にボランティアとして参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



# 登録日本語教師の資格イメージ（案）



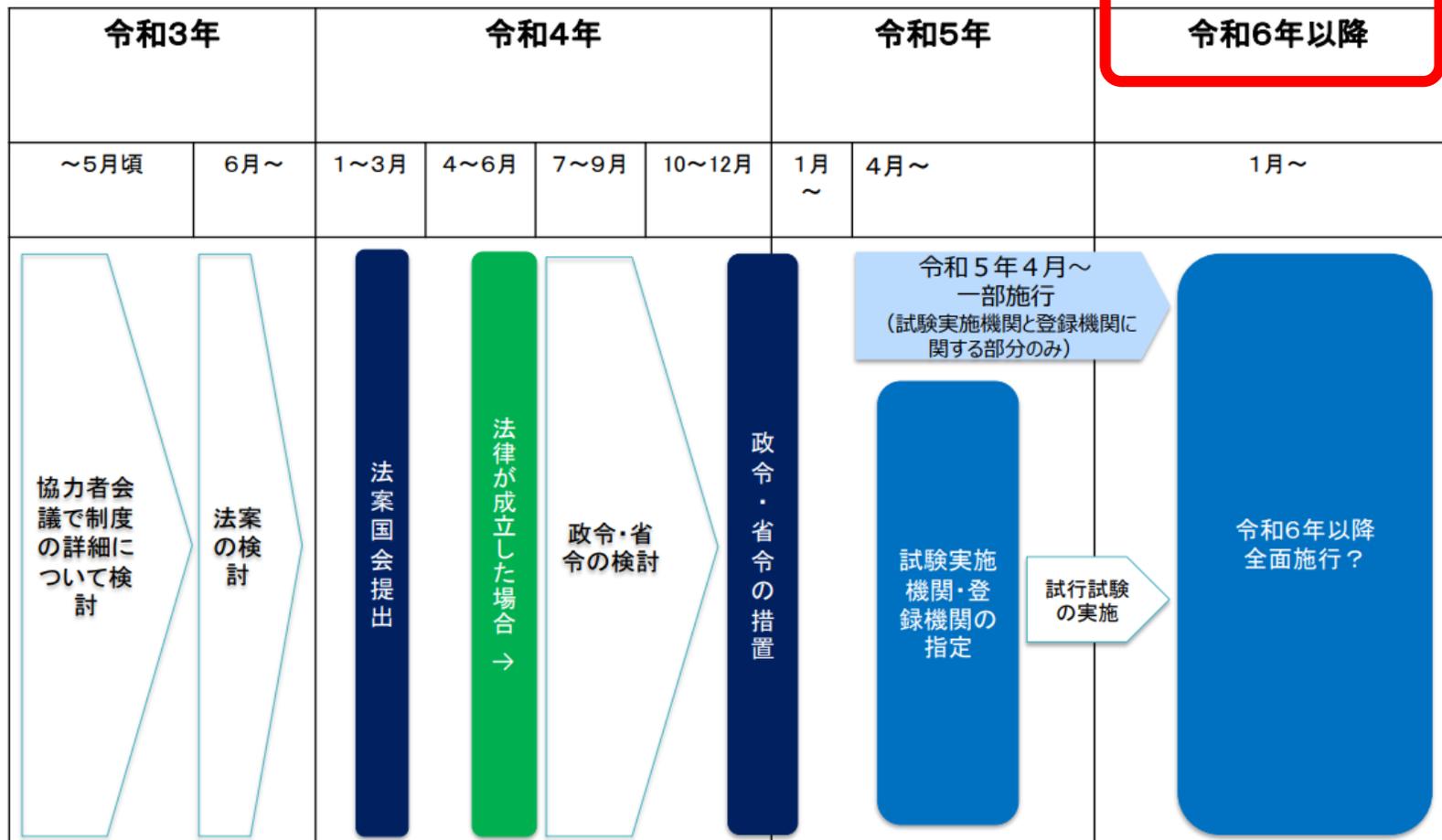
※新制度に係る名称・内容等については、今後、制度の検討過程で変更がありうる。

# 登録日本語教師の資格イメージ（案）

資料5

## 資格制度創設に向けてのロードマップ（案）

※最短で資格を創設した場合のスケジュール案



# 生活者としての外国人に対する日本語教育の推進

## 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和5年度予算額(案) 250百万円  
前年度予算額 201百万円



### 背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



### 事業内容

#### (1)日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
  - 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
  - 対象機関：大学・大学院等専門機関
  - 件数・単価：6箇所×約1,000万円(令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定)
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



#### (2)現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
  - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】  
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】  
⑦中堅日本語教師(3～10年目)  
⑧主任日本語教師  
⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



#### (3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
  - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
  - 件数・単価：1箇所×約2,000万円(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
  - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



#### アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

#### アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

#### インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

# 生活者としての外国人に対する日本語教育の推進



## 【1】生活者としての外国人に対する日本語教育の推進

(前年度予算額 955百万円  
令和3年度予算額 990百万円)

現 状

データ

○在留外国人数 (令和2年6月現在) 平成2年約108万人→ 令和2年約288万人	○日本語学習者数 平成2年約6万人→ 令和元年約27万人	○日本語教室が開催されていない自治体に居 住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)	○法務省告示日本語教育機関数 平成2年末384機関→令和3年2月810機関
-------------------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------------------	------------------------------------------

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行) → 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

①日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進

②日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進

③日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

①日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定

②日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進

③新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進  
令和3年度予算額 500百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。

都道府県  
政令指定都市  
(国際交流協会)

総括コーディネーター

総合調整会議

〈連携・協力〉

地域日本語教育  
コーディネーター  
(※担当地域を設定)

地域の  
日本語  
教室

関係機関・団体等

(地域の日本語教室の例)

(2) 日本語教育の質の向上等

①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用  
令和3年度予算額 200百万円 (前年度予算額 198百万円)

○文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等  
日本語教師(中堅)  
日本語教育コーディネーター・地域日本語教育コーディネーター・主任教員  
日本語学習支援者・いわゆるボランティア

②日本語教育に関する調査及び研究  
令和3年度予算額(案) 32百万円(前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

③日本語教育のための基盤的取組の充実  
令和3年度予算額(案) 7百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

②日本語教室空白地域解消の推進強化  
令和3年度予算額152百万円  
(前年度予算額 147百万円)

○日本語教室空白地域となっている市町村に対してアドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。

○インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。

③日本語教育の先進的取組に対する支援等  
令和3年度予算額 99百万円  
(前年度予算額 90百万円)

○NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

創価大学「日本語教師」セミナー(2022年1月15日)にて文化庁資料より

31

# 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト



## 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト 【3】つながるひろがる にほんごでの暮らし



### 概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開  
(委託：凸版印刷株式会社)

### 内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- ・活用方法等のセミナー開催

### 対応言語 全14言語を目標に追加予定

令和元年度：6言語開発

(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語追加

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)

令和3年度：4言語追加

(韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語)

### 使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになることを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひらけてみましょう

このサイトについて



# 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

## 見て学ぶ生活の場面

学習したいシチュエーションや、日本語の習得レベルに応じてコンテンツを選んで学習できます。



人とかわる

あいさつをしよう >



人とかわる

場面に応じたあいさつをしよう >



やりとりをする

宅配便を利用しよう



やりとりをする

ハガキを送ってみよう >



やりとりをする

インターネットや電話を利用しよう >



サービスを利用する

身近なものを買ってみよう

## 生活の中の読み書き

New

探してみよう!  
生活の中の「文字」  
sagashite miyool seekatsu no naka no "moji"

探してみよう!生活の中の「文字」 >

New

記入してみよう!  
身近な書類  
kinyuushite miyool mijikana shorui

記入してみよう!身近な書類 >

New

探してみよう!  
生活の中の「漢字」  
sagashite miyool seekatsu no naka no "kanji"

探してみよう!生活の中の「漢字」 >

New

見ながら書いてみよう!  
名前や住所  
minagara kaite miyool namae ya juusho

見ながら書いてみよう!名前や住所 >

New

書いてみよう!  
手紙やメッセージ  
kaite miyool tegami ya messeegi

書いてみよう!手紙やメッセージ >

# 生活者としての外国人に対する日本語教育の推進



## 【1】生活者としての外国人に対する日本語教育の推進

(前年度予算額 955百万円  
令和3年度予算額 990百万円)

現 状

データ

○在留外国人数 (令和2年6月現在)  
平成2年約108万人→  
令和2年約288万人

○日本語学習者数  
平成2年約6万人→  
令和元年約27万人

○日本語教室が開催されていない自治体に居  
住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)

○法務省告示日本語教育機関数  
平成2年末384機関→令和3年2月810機関

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行) → 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

①日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進

②日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進

③日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

①日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定

②日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進

③新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進  
令和3年度予算額 500百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。

都道府県  
政令指定都市  
(国際交流協会)

総括コーディネーター

総合調整会議

〈連携・協力〉

関係機関・団体等

地域日本語教育  
コーディネーター  
(※担当地域を指定)

地域の  
日本語  
教室

(地域の日本語教室の例)

(2) 日本語教育の質の向上等

①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用  
令和3年度予算額 200百万円 (前年度予算額 198百万円)

○文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等  
日本語教師(中堅)  
日本語教育コーディネーター・地域日本語教育コーディネーター・主任教員  
日本語学習支援者・いわゆるボランティア

②日本語教育に関する調査及び研究  
令和3年度予算額(案) 32百万円(前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

③日本語教育のための基盤的取組の充実  
令和3年度予算額(案) 7百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

創価大学「日本語教師」セミナー(2022年1月15日)にて文化庁資料より

34

# 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業



## 【2】日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

(前年度予算額 198百万円)  
令和3年度予算額 200百万円

### 背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）、「生活者としての外国人」、「留学生」、「児童生徒等」、「就労者」、「難民等」、「海外」に対する初任の日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、日本語学習支援者に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムを提言）
- 上記の審議会報告で示された、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用とともに、日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図ることが必要。
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定） ●成長戦略フォローアップ（令和2年7月1閣議決定）

### 事業概要

- 上記の審議会報告で示された「教育内容等」に基づき、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発と、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。
- 日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち、特に地方の大学等において設置が困難な専門科目について通信による授業を開発する。（④）



本事業を通じて、日本語教育人材の確保、日本語教育人材の質の向上、日本語教育の水準の向上を図る

## **(4) 本学通信教育部で日本語教師を目指すには**

# 日本語教師を目指すには？

日本語教師を目指すには？

法務省の出入国在留管理庁が定めた「日本語教育機関の告示基準」の下記イ～ホのいずれかを満たしていることが日本語教師の条件となります。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

# 日本語教師を目指すには？

日本語教師を目指すには？

法務省の出入国在留管理庁が定めた「日本語教育機関の告示基準」の下記イ～ホのいずれかを満たしていることが日本語教師の条件となります。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

# 日本語教師を目指すには？

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

上記イの資格を満たすため、①～③の要件を満たす必要があります。

①大学を卒業していること。

②文化庁が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」に示された、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分に分かれた授業科目から45単位以上修得すること。

③教育実習を1単位以上含むこと。

# 日本語教師を目指すには？

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

上記イの資格を満たすため、①～③の要件を満たす必要があります。

①大学を卒業していること。

②文化庁が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」に示された、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分に分かれた授業科目から45単位以上修得すること。

③教育実習を1単位以上含むこと。

## 文学部人間学科 日本語教員資格 必要単位数

< 5つの区分 >  
社会・文化・地域  
言語と社会  
言語と心理  
言語と教育  
言語

①必修科目：28単位

②選択必修科目：8単位

③選択科目：10単位

①～③の要件を満たし46単位の修得

# 文化庁が定める「5つの区分」

科目区分	必要 単位数	科目名	単位数	配当 年次	履修	スクーリング	区分	分野	
日本語教員 資格 必修科目	28単位	異文化コミュニケーション入門	2	1	S	AB	社会・文化・地域	イントロダクトリ	
		日本語教育概論	4	1	S	AB	社会・文化・地域	ベーシック	
		日本語コミュニケーション論	2	2	T			言語と社会	ベーシック
		言語習得理論	4	3	F	AB		言語と心理	アドヴァンス
		日本語教授法I	2	2	T			言語と教育	アドヴァンス
		日本語教材研究I	2	3	S	AB		言語と教育	アドヴァンス
		日本語教材研究II	2	3	S	AB		言語と教育	アドヴァンス
		日本語教授法演習	2	4	S	AB		言語と教育	アドヴァンス
		日本語教育実習	2	4	S	AB		言語と教育	アドヴァンス
		日本語文法I	2	2	S	ABC		言語	アドヴァンス
		日本語文法II	4	2	T			言語	アドヴァンス
日本語教員 資格 選択必修科目	8単位 以上	社会言語学	2	2	T		言語と社会	アドヴァンス	
		対照言語学	2	2	S	AB	言語と心理	ベーシック	
		日本語教授法II	2	2	S	AB	言語と教育	アドヴァンス	
		言語学概論	4	2	F	AB		言語	ベーシック
		日本語の語彙・表記	2	2	T			言語	アドヴァンス
		日本語音声学	2	2	S	AB		言語	ベーシック
		日本語の表現	2	2	S	AB		言語	アドヴァンス
		世界文学への招待	2	1	S	AB	社会・文化・地域	イントロダクトリー	
		表現文化論入門	2	1	S	AB	社会・文化・地域	イントロダクトリー	
		歴史学への招待	2	1	S	AB	社会・文化・地域	イントロダクトリー	
		日本思想史I	2	2	S	AB	社会・文化・地域	ベーシック	

＜5つの区分＞  
 社会・文化・地域  
 言語と社会  
 言語と心理  
 言語と教育  
 言語

# 日本語教師を目指すには？

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

上記イの資格を満たすため、①～③の要件を満たす必要があります。

①大学を卒業していること。

②文化庁が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」に示された、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分に分かれた授業科目から45単位以上修得すること。

③教育実習を1単位以上含むこと。

## 日本語教育実習 2単位・スクーリング科目

### <科目概要>

指導案を作成し、その指導案をもとに本学の留学生を対象とした模擬授業を行います。他のグループの模擬授業を見学し、授業の進行の様子や良かった点・問題点を授業観察記録にまとめます。模擬授業終了後は、良かった点・問題点について議論し、どうすればよりよい授業となるかを考えます。

### 実施スクーリング：

- 【春期】 オンラインスクーリング
- 【夏期】 創価大学・対面スクーリング
- 【秋期】 オンラインスクーリング



イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

上記イの資格を満たすため、①～③の要件を満たす必要があります。

①大学を卒業していること。

②文化庁が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」に示された、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分に分かれた授業科目から45単位以上修得すること。

③教育実習を1単位以上含むこと。



## 【参考文献】

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（文化庁）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo\\_kyoin/93710001.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/93710001.html)

令和3年度 日本語教育実態調査報告書（文化庁国語科）

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku\\_jittai/r03/pdf/93791201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r03/pdf/93791201_01.pdf)

2021年度海外日本語教育機関調査 結果概要（独立行政法人 国際交流基金）

[https://www.jpf.go.jp/j/about/press/2022/dl/2022-023-02\\_1228.pdf](https://www.jpf.go.jp/j/about/press/2022/dl/2022-023-02_1228.pdf)



SOKA University